

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したものの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
27	意見1	第2章 監査対象の概要 6. 基金の概要 ＜基金の運用方法の見直しについて＞	市は、内規において、4つの基金（倉敷市奨学基金、倉敷市図書館図書整備基金、倉敷市よい子いっぱい基金、倉敷市緑化基金）は、原資が市民からの浄財（寄附）が主となっていることを考慮し繰替運用を行わない方針と規定している。繰替運用は一括運用分から行っていることから、上記の基金は一括運用することが出来ず、個別運用を行っている。この点、条例は上記の基金は他の基金と同様に、必要に応じて繰替運用（※）できると規定しているため、一括運用は可能である。内規では浄財であることを理由として規定を設けているが、市は原資が浄財であるかどうかに関らず、保有する財産の安全かつ効率的な運用を図る必要がある。したがって、内規を見直し上記の4つの基金についても一括運用することを検討すべきである。 （※）繰替運用…基金現金を歳計現金に繰り替えて運用すること。	学事課・中央図書館・生涯学習課・公園緑地課・出納室	措置済	令和3年度から一括運用を開始しています。
28	意見2	第2章 監査対象の概要 6. 基金の概要 ＜基金の効率的な運用方法の選択について＞	条例及び内規において一括運用することが可能な介護給付費等準備基金について、継続的に個別運用を行っている。この点、同基金を一括運用することが出来ない特段の理由はないと考えられる。したがって、基金の効率的な運用のため、一括運用すべきである。	出納室	措置済	令和3年度から一括運用を開始しています。
43	意見3	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 4. 施設名称・所管部署・分類などを変更すべき固定資産 ＜公有財産管理台帳システムの施設名称登録について＞	公有財産管理台帳システムをより適切に管理するため、公有財産管理台帳システムの登録名称は、所管部署にて現況を示す名称への変更手続きを行う等、公有財産管理台帳システムの利用者が名称からも所在地、利用状況が確認できるようにすべきである。	公有財産活用課	措置済	把握できたものについては公有財産活用課にて現況を示す名称への変更手続きを行いました。また、各所管部署で管理資料と照合を行う中で必要があれば変更を行います。
54	意見5	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜一部残る土地の有効利用の想定について＞	現在は倉庫、土のう置き場として利用されているが、都市計画道路が整備される場合、残った部分の土地の有効利用の事前対策を立てるべきである。	公有財産活用課	措置済	都市計画道路が整備される場合には、残る部分の面積・形状等により売却を最優先に検討します。
58	意見6	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜玉島爪崎の土地について＞	自動車がかねないよう適正に管理するとともに、実質道路部分については市有道路として管理すべきである。	公有財産活用課	措置済	令和2年度から自動車が置かれぬよう適正に管理をしています。通路部分について、道路担当部署と協議を行い、市道編入の要件を満たすまでは引き続き公有財産活用課で管理することとなりました。
60	意見7	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜児島下の町1丁目の土地の有効利用について＞	本不動産の特性上、売却は困難と考えられるため、行政財産としての利用範囲を明確にするとともに、有償貸付を行うなど、本不動産の有効活用を検討すべきである。また、無断で自動車が置かれぬよう適正に管理すべきである。	公有財産活用課	対応中	行政財産としての利用範囲を確認しているところです。
65	意見8	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜旧明石保育園敷地の利用について＞	売却することが望まれるが、本不動産の特性を考慮し、資材置き場としての有償貸付なども検討すべきである。	公有財産活用課	対応中	一部が土砂災害特別警戒区域に指定されているため、一般競争入札による売却等が可能か検討しています。
75	意見9	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜水島東栄町駐車場用地の利用について＞	本不動産の市の取得背景、地域商業の振興を目的とした減額貸付、隣に一般の市営駐車場があることを鑑み、水島栄町商店街振興組合が当該貸付により享受した利益（同組合員への貸付収入一市へ支払った賃料）が適切に地域商業の振興のために利用されていることを確認のうえ、減額貸付を行う等、安易に減額貸付が自動継続とならないように留意すべきである。	商工課	措置済	水島栄町商店街振興組合の事業報告書及び決算関係書類の内容を確認し、当該貸付により享受した利益が適切に地域商業の振興のために利用されていることを確認の上、減額貸付継続の判断を行います。
75	意見10	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜普通財産貸付基準の見直しについて＞	現在の社会・経済状況を踏まえ、合理的な理由に基づき制度が利用されるように「普通財産貸付基準」の見直しを行うべきである。また、合理的な理由に基づき公平に制度利用ができるように、固有名称を原則用いないように留意すべきである。	公有財産活用課	対応中	現在の貸付状況を整理しており、見直しを行う予定です。
77	意見11	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜土木課駐車場の利用について＞	年に1回程度の交渉にとどまっていることや空白期間があることは消防道路としての必要性が外観的に疑われる。必要性が低いのであれば、計画を廃止し土地は売却など早期に処分すべきである。必要性を強く認識しているのであれば、積極的かつ継続的な交渉をする必要がある。	土木課	対応中	地権者に対して、継続的に交渉を行っているものの、進展していません。今後も交渉を継続的に進めます。
78	意見12	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜教職員住宅敷地の利用について＞	隣接する市営住宅が用途廃止となった場合、早期に一体的に処分すべきである。	公有財産活用課	措置済	隣接する市営住宅が用途廃止となった場合に、一体的処分を検討します。
83	意見13	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜福祉施設跡地の利用について＞	進入路の買収交渉の再開と隣地の買収による幅員の拡張を進めるべきである。周辺地域は住宅地であり、宅地開発の可能性があると考えられることから、市による有効な活用計画がないのであれば、早期の処分を図るべきである。	福祉課	措置済	進入路の買収交渉を行うために、現登記名義人の代理人と交渉中です。しかし、相続の関係で、関係者が複数に及ぶため、その意思統一に時間がかかっています。交渉が妥結次第、公有財産活用室に所管替えを依頼し、民間への払い下げを行う予定です。
86	意見14	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地の利用について＞	市有施設の移転候補地としての方針を早急に決定し、利活用しない場合には早期に売却すべきである。	公有財産活用課	措置済	令和5年7月に一般競争入札を実施し、売却済みです。
94	意見16	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜農業用施設団地用地土地造成事業について＞	平成17年度の合併により旧船穂町から市に引継いだ財産であるが、急斜面でアクセスが悪い等の特殊な土地の取得は、事業としての活用が確実に見込まれる場合に実施すべきであり、売却などは極めて困難と考えられるが、引き続き活用方法を検討すべきである。	公有財産活用課	対応中	売却や貸付は困難であるため、引き続き活用方法を検討します。
104	意見17	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 9. 公有財産管理台帳システムについて ＜各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認と管理について＞	不動産の異動についての一次情報を持っているのは各所管部署であることから、不一致照会を行うだけでなく、登記異動データを把握できない異動情報については適切に公有財産活用室に合議されているか各所管部署で確認すべきである。また、当該年度の異動の起案書等の元データが公有財産管理台帳システムに適切に反映されているか確認し、異動登録の漏れを防止すべきである。さらに、異動のあったものだけでなく、各所管部署で管理資料と照合することで公有財産管理台帳システムの正確性を担保すべきである。	公有財産活用課	措置済	当該年度の異動が公有財産管理台帳システムに適切に反映されているかの確認を全庁的に行いました。また、異動のなかった物件についても、今年度中に各所管部署で管理資料と照合を行う予定にしています。
104	意見18	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 9. 公有財産管理台帳システムについて ＜システム連携のデザインについて＞	将来において、公有財産管理台帳システムそのものの更新を行う際には、不動産の異動が発生した際、各所管部署で入力した異動内容について、そのままデータ連携できるような機能を備えたシステムを検討すべきである。費用対効果を考慮しつつ、ヒューマンエラーを低減するとともに、通常あり得ないような内容については、更新時にアラートが出るようなシステムを選定することを検討すべきである。	公有財産活用課	措置済	公有財産管理台帳システムそのものの更新を行う際には、機能を検討します。

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したものの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
107	意見 19	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-2. 物権林 2. 地役権 ＜登記面積と実測面積の大幅な乖離について＞	今後の地役権設定において、登記面積と実測面積に大幅な乖離がある場合は、費用対効果を鑑み、調査の上、地役権設定の判断を行うべきである。	住宅課	措置済	今後、登記面積と実測面積に大幅な乖離が生じた場合は、費用対効果を考慮の上、必要な調査を行い、地役権設定の判断を行います。
108	意見 20	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-3. 無体財産権 ＜著作権の財産的価値について＞	財産的価値が認められないことから、「財産に関する調書」より削除することを検討すべきである。	情報政策課	措置済	令和3年度決算書における「財産に関する調書」から削除することとしました。
116	意見 21	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-4. 有価証券 ＜残高証明について＞	保有株式の種類網羅性の観点から、上場会社の保有株式数は、証券会社等からの残高証明書にて行うことが望ましい。	公有財産活用課	措置済	令和2年度末時点の残高証明書を受領しました。
116	意見 22	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-4. 有価証券 ＜株券不発行会社の株券について＞	株券不発行会社の株券は処分し、株主名簿の記載に関する証明書を保管すべきである。	くらしき情報発信課	措置済	株券については、令和2年8月31日に出納室での保管を止めました。証明書に代わるものとして、残高通知書（証明書に代わると相手方に確認した）を保管しています。
116	意見 23	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-4. 有価証券 ＜株券等の管理について＞	株券、出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、費用対効果を鑑み、株券、出資証券の枚数に応じて、株券所持制度の利用や、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5年に1度、定期に開封し確認する、株式に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。	出納室・商工課・市街地開発課・交通政策課・情報政策課	措置済	担当課職員と出納室職員とが現物を確認の上、封印を行い、令和5年8月に完了しました。現在は、数年ごとに、担当課職員と出納室職員とが立会いの下で開封し、確認を行います。
117	意見 24	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-4. 有価証券 ＜株式の保有目的の明確化について＞	市有財産である以上、保有目的が明確になっていない株式について、保有目的等を明確にしたうえで、保有・運用を行うべきである。	公有財産活用課・くらしき情報発信課	措置済	市町村合併により引き継いだものが大部分であり、当初の取得目的は不明で、保有目的も明確ではありません。今後は、本市の財政状況等を見ながら売却等の対応について検討します。
120	意見 25	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-5. 出資による権利 ＜証明書等の封印について＞	出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、複数枚となる証券等については、費用対効果を鑑み、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5年に1度、定期に開封し確認する、金額等に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。	出納室・商工課・農林水産課・土木課・保健課・生活衛生課・文化振興課・生活安全課・環境政策課・文化財保護課	措置済	担当課職員と出納室職員とが現物を確認の上、封印を行い、令和5年8月に完了しました。今後は、数年ごとに、担当課職員と出納室職員とが立会いの下で開封し、確認を行います。
120	意見 26	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-5. 出資による権利 ＜証券の再発行、証明書の入手について＞	証券の枚数が多数になるもの、証券自体に劣化が生じているもの等については、証券の再発行、1枚にまとめた出資金証明書を手にする等、合理的かつ効率的な管理を行うべきである。	商工課	対応中	1枚にまとめた出資金証明書を発行できるよう岡山県信用保証協会と調整中です。
128	意見 27	第4章 個別の市保有財産監査結果 II. 物品 ＜使用見込みのない物品について＞	物品の現物調査においては、現物の有無の確認のみならず、長期間使用されていないもの、今後使用見込みのないもの等の確認も行い、長期間未使用であり、今後使用見込みがないものはリスト化し、他課でも使用見込みがないことを確認の上、売却・廃棄等の処分を行うべきである。	人事課職員研修所・倉敷公民館・玉島池会館	措置済	長期間使用されていないもの、今後使用見込みのないもの等の確認を行い、他課でも使用見込みがないことを確認の上、令和3年度に売却・廃棄等の処分を行いました。
131	意見 28	第4章 個別の市保有財産監査結果 III. 債権 1. 住宅新築資金等貸付金 ＜債務者情報の更新について＞	債務者情報について、延滞債権の回収業務の一環の中で適宜に更新を行い、債権回収を進めるべきである。	住宅課	措置済	全案件について個票・資料を見直すとともに、改めて現在の納付状況等を確認し、現状の把握を行いました。この情報を元に、納付が止まっていた案件については、交渉先・方針等を定めて逐次折衝を行い、その結果分割納付に結び付けています。
131	意見 29	第4章 個別の市保有財産監査結果 III. 債権 1. 住宅新築資金等貸付金 ＜回収業務の外部委託の検討について＞	滞納債権の債務者の状況が回収を困難とさせる状況にある事案、特に法的措置をとるべき案件については、弁護士等の債権回収の専門家に対して成功報酬などの形で外部委託を行い、回収を図ることを検討すべきである。また、今後の法的手続きが必要となるなど債権回収が困難になることが予想されるような事案についても同様に、困難になる前に外部委託を行うことを検討すべきである。	住宅課	措置済	まず、相手方と交渉するに当たって必要になるとと思われる資料について、意見28の措置状況欄に記載の情報等を元に作成しました。その上で、岡山弁護士会へ相談したところ、今後どのような形で進んでいくのがよいか・行うことができるか、について協議を行うこととなり、令和4年5月から令和4年度中に会議を6回行ったところです。
146	意見 30	第4章 個別の市保有財産監査結果 III. 債権 12. ふなおワナリー貸付金 ＜貸付金の回収可能性について＞	緊急性のある案件と考えられるものの、民間金融機関からではなく市からの貸付が必要となったこと、会社規模に照らして借入金が多いことから、今後のふなおワナリー貸付金の回収可能性に留意が必要である。また、返済条件の変更が必要になることも想定され、会社の事業計画とその進捗について慎重な検討が求められる。	農林水産課	対応中	ふなおワナリーとの協議を重ね、経営体制の確立、販売の支援、新規事業を実施するための指定管理料の見直し等を実施しており、今後も事業の進捗について関係機関を含めて協議を行い、返済をサポートします。
153	意見 31	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 2. 倉敷ふるさと応援基金 ＜ふるさと納税のポータルサイトについて＞	市は、ポータルサイトの導入当初から令和元年度まで、1つのポータルサイトしか利用していなかった。現在は、数多くのポータルサイトがインターネット上に存在しており、その中には一般に利用頻度が高いとされるサイトが複数ある。市の認知度を高め、ふるさと納税を推進するため、複数のポータルサイトの活用を進めるべきである。また、どのポータルサイトを經由して寄附がなされているのか、返礼品の傾向、寄附者による寄附金の使い道の選択の傾向など多面的な分析をすべきである。	税制課	措置済	寄附者の認知度の高さやサイト閲覧数等を総合的に判断し、従前から運用しているポータルサイト「ふるさとチョイス」に加えて、令和3年8月から「ふるなび」、「楽天ふるさと納税」及び「ANAふるさと納税」の3サイトの運用を開始しました。返礼品については、現段階ではサイト掲載数を1品でも多く増やすことが必須と考えており、関係各課と推進検討会を立ち上げて、新規協賛事業者の獲得に努め、返礼品の更なる充実を図っています。また、各サイトの利用割合や本市返礼品ランキングの集計等は行っておりますが、今後も多面的にデータ分析を行い、歳入確保に努めてまいります。
164	意見 32	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 6. 倉敷市環境保全基金 ＜倉敷市環境保全基金の活用について＞	本基金の残高は増加傾向にあり、事業への充当額はその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。この点、市は2011年2月に策定した倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づき、温暖化対策事業を行っている。したがって、既に行っている事業の拡充や対象事業の拡大など寄附者の意思を汲んだ対応を検討すべきである。	環境政策課	措置済	既に行っている事業の拡充や対象事業の拡大を行い、令和4年度は、地球温暖化対策にかかる学習教材の作成費や生き物調査にかかる啓発用ファイルの作成費（小学生向け）のほか、グリーンくらしエコアクション（環境に配慮したライフスタイル）啓発用リーフレットの作成費（市民向け）に充当しました。
170	意見 33	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 8. 倉敷市交通拠点施設整備基金 ＜倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について＞	設置当初の目的が実質的に失われつつある当基金については、市および地域の長年にわたる状況変化を考慮して、その用途の再検討を行い、交通拠点施設の整備に加え、既存の公共交通の維持確保、利便性向上のための財源として有効に活用すべきである。	交通政策課	対応中	基金設置から30年以上が経過し、市を取り巻く状況に変化も生じていること等を踏まえ、基金の有効な活用策について継続的に検討を行っているところです。
173	意見 34	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 9. 倉敷市国際交流基金 ＜倉敷市国際交流基金について＞	基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるため、当基金の事業についてPRを行うことで基金の認知度の拡大を図ったり、民間団体から充当対象事業の拡大のニーズをヒアリングしたりするなど、基金の活用を促進することが望まれる。	国際課	措置済	国際課のホームページでPRを行いました。また民間団体からの要望を考慮し、倉敷市国際交流協会事業補助金交付要綱を改正しました。
178	意見 35	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 10. 倉敷市文化振興基金 ＜倉敷市文化振興基金の助成対象事業について＞	芸術文化と一言でいっても、音楽、演劇の他、絵画、彫刻などの美術、映像芸術、アニメーションなどのメディア芸術と幅広く、また新しい分野も生み出されている。その継続と発展を図るために、多様な芸術文化とその新たな担い手を育成することが重要と考える。したがって、既存の枠組みに捉われない先駆的な事業等についても、広く周知し公募するよう検討すべきである。	文化振興課	対応中	文化振興基金運営委員会において協議した結果、芸術は時代とともに変化するものであるため、新しい分野の先駆的な事業に対しても積極的に助成できるよう、助成要綱の改正を検討して行くこととなりました。また、制度の周知方法については、従来より広報紙で広く周知していることに加え、新たに、市内芸術文化団体を組織する倉敷市文化連盟の加盟団体に対して広報することを検討しています。
186	意見 36	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 13. 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金 ＜倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について＞	長年に渡って基金が活用できていない状況にあるため、充当すべき事業を検討すべきである。対象事業は新規事業にこだわらず既存制度では十分に施策が行き渡らないケースを補充する事業に充当するなど、新たな視点での活用を検討すべきである。	耕地水路課	措置済	令和4年度において当該基金を活用し、ため池管理組合等の法面草刈り作業の負担軽減を図るため、自走式草刈機を導入しました。

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
195	意見38	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 16. 倉敷市緑化基金 <倉敷市緑化基金の活用について>	基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。特に、寄附金により積み立てられた金額についても積み上がっている状況であり、寄附者の意思を汲んだ対応を早急に検討すべきである。	公園緑地課	措置済	令和4年度において当該基金を活用し、民有地緑化助成制度を開始しました。一定の基準を満たした場合には、生垣・花壇設置の助成以外に樹木購入費も助成するように見直し、多くの方に活用しやすい制度にしました。
200	意見39	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 18. 倉敷市緊急援護資金貸付基金 <不納欠損処理について>	今後の回収が極めて困難と見込まれる債権についても長期間管理することは費用の面から合理性に欠ける。引き続き借受人の状況に応じた督促を継続するとともに、時効が到来した債権などについては、条例に従い債権放棄の手続きのうえ不納欠損処理を行うことで、債権の整理を進めるべきである。	福祉援護課	措置済	時効を満了し、かつ「死亡している」又は「破産している」ことが明らかな滞納者を対象にした債権放棄及び不納欠損の事務を、令和2年度末に行いました。今後も、毎年度末に行っていく予定です。
213	意見40	第4章 個別の市保有財産監査結果 IV. 基金 24. 倉敷市公共施設整備基金 <倉敷市公共施設整備基金の対象事業の会計処理について>	基金充当は設置目的に沿って行われるべきものであり、流用が行われた場合は流用の会計処理を行うとともに、基金充当が適切に行われたことを明確にすべきである。	商工課	措置済	今後、流用が行われた場合は、適切に流用の会計処理を行います。また、基金充当が適切に行われたことを明確にするため、支出科目を明確にすることなどにより、確実に対象事業の実績額で基金充当が行われるよう事務を行います。

(公表日：令和5年8月31日 通知日：令和5年8月21日 法第19号)